33/NE 30

平成19年度 大気汚染防止法に基づ

立入検査結果について

検査結果のお知らせ

ばい煙測定の立入検査を行い、 その結果は次のとおりでした。 無、届出事項の内容確認検査、 値違反の有無、届出値超過の有 について実施しました。 各工場 各種立入検査を延べ122工場 立入対象工場138工場のうち に対し、書類による法排出基準 市は、緊急立入検査を含め、

平成19年7月上旬、県外の大手製紙 工場で、ポイラーなどから排出される ばい煙のデータが大気汚染防止法に定 められている排出基準値(以下「法排 出基準値」)を超過し、かつデータの改 ざんがあったことが報道されました。

これを受けて市は、市内のばい煙等 排出総量の約80%強を占める大手 所31社32工場のばい煙発生施設289施 設について、平成19年7月9日~20日 にかけて、大気汚染防止法に基づき緊 急の立入検査を実施しました。

また、平成19年8月~平成20年2月 にかけ、残りの工場のうち約半数の48 工場(さらに残る工場は、平成20年度 に立入検査を実施予定)に立入検査を 行い、さらに法排出基準値違反やデ タの改ざんのあった工場については、 改善状況の確認のため再度立入検査を 行いました。今回は、その検査結果を お知らせします。

A重油やC重油などの燃料を 重油抜き取り検査(表④)

超過していました。 認を行いました。 この結果、1工場で届出値を

時の数値以下になっているか確 基準以内であるか、また届け出 用燃料中の硫黄分の値が法律の 使用している27工場に対し、使

ち3工場については、届出値を

た工場は∞工場でした (そのう 場は3工場、届出値超過のあっ

緊急立入検査(表①)

法排出基準値違反のあった工

へ月報を提出していました)。 超過したデータを改ざんし、市

> 出などの指導31工場でした。 確認する書類検査を行いました。 測定値の結果確認と届出情報を 工場について、工場の法定自主 行った3工場及び、そのほか48 **運反のあった**3工場、改ざんを 1工場、届出値超過4工場、 この結果、法排出基準値違反 緊急立入検査で法排出基準値

> > ましい基準」として政府が定めた行

を保全する上で維持されることが望 れ人の健康を保護し、及び生活環境 係る環境上の条件について、それぞ 水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に

政上の目標値です。

ばい煙測定立入検査(表③)

排出基準値

公害発生源を直接規制するため法

出基準値違反などがあった3工 ざんを行った3工場の施設、そ 1工場、届出値超過4工場でし 測定する立入検査を行いました や窒素酸化物、ばいじんなどを 場の施設について、硫黄酸化物 のほか前年度までに苦情や法排 運反のあった3工場の施設、 この結果、法排出基準値違反 緊急立入検査で法排出基準値

法定自主測定值

ています。

により、それぞれ基準値が定められ 防止法では、施設の種類や規模など 律により定められた値で、 大気汚染

れ決められた回数以上の測定を事業 生施設の規模や種類により、それぞ ん、塩化水素については、ばい煙発 法定自主測定値とは、この測定値を **者みずからが行う義務があります。** 硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじ

届出値 (協議値)

間保存する義務も課せられています 指し、そのデータについては、3年

運転管理上の目標値です。 の信頼関係のもとに成り立っている 市の指導方針に基づき、市と工場と 法によって規制するものではなく、 環境基準

環境基本法において「大気の汚染

用 語 解

緊急立入検査以降の書類

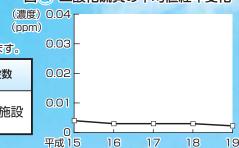
立入検査(表②)

説



検査期間	法排出基準値 違反	届出值超過	指摘事項なし	立入工場数	施設数
7月9日 ~20日	3件	8 件 (うち改ざん3件)	21件	32工場	289施設





※1 法排出基準値違反は緊急立入検査時とは別工場です。 表② 書類立入検査結果 **%**2 法排出基準値違反 1 件、届出値超過のうち 1 件が重複しています。

検査期間	法排出基準値 違反	届出值超過	届出などの指導	指摘事項なし	立入工場数	施設数
8月~ 2月	1件*1	4件	31件※2	20件	54工場	177施設

表3 ばい煙測定立入検査結果 ※法排出基準値違反は緊急立入検査時とは別工場です。

検査期間	法排出基準値 違反	届出值超過	指摘事項なし	立入工場数	施設数
9月~2月	1 件 *	4件	4件	9 工場	16施設

表4 重油抜き取り検査結果 (2か年で全対象工場を一巡しています)

検査期間	法排出基準値 違反	届出值超過	指摘事項なし	立入工場数
11月~12月	0件	1 件	26件	27工場

視も同一担当で行うことにより

視が強化され、また、環境の監 策について、発生源への指導監

これにより、

大気汚染防止対

図 b 二酸化窒素の平均値経年変化

(年度)

違反工場への処分など

▼法排出基準値違反工場

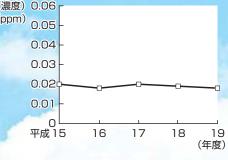
ると、

今回の問題により影響を

9局の過去5年間のデータを見 てある一般環境常時監視測定局

原因究明と対策についての





改ざん事件の 大気環境への影響

値より非常に厳しい値となって れています。 全国的にも厳し ている地域として、 いては、富士市は工場が集中し います。 届け出されていて、 本的に市の指導方針に基づいて 法の施設に関する届出値は、 市内における、大気汚染防止 なお、 硫黄酸化物につ い規制がかけら 法律により 法排出基準 基

いきます。

環境の改善を目指し、

努力して

す。今後も市は、さらなる大気

一層の充実が図られると考えま

しました。)月報のデータ改ざんを行った 工場

えられます

(X) (a) (b) (c)

環境に与えた影響は少ないと考 アしており、富士市全体の大気 定局において環境基準値をクリ 立った変動はなく、すべての測 や二酸化窒素の濃度について目 受けたと考えられる二酸化硫黄

基準値以内になったことを確認

未然防止に向けて厳重に指導し、

を行い、さらなる改善対策及び 基づいてばい煙測定の立入検査 告を求めるとともに、市が法に

究明と対策についての報告を求 発がないことを確認しました。 厳重に指導を行い、改ざんの再 め、改ざん行為の再発防止と届 届出値 (協議値) の遵守について (協議値) (協議値) 超過工場 超過の原因

するよう指導を行っています。 原因を究明し、 届出値を遵守

織改正と、立入検査を専門に行 年度から、 化を図りました。 行うことにより、 う経験豊富な嘱託職員の増員を 視及び指導を強化するため、 為です。市は、工場などへの監 データの改ざんは許されない行 大気担当・水質騒音担当への組 しかし、法排出基準値違反や 環境保全課において 組織体制の強 今

環境保全課 (大気担当

☎(55)2774 **☎**(51)9854 ka-kankyouhozen@div.city.fuji.shizuoka.jp

このような中、

市内に設置し

(5)